

(公印・契印省略)  
国海安第142号  
令和7年12月24日

別紙関係団体等御担当 殿

国土交通省海事局安全政策課長

航海用具の基準を定める告示等の一部を改正する告示の  
公布について（通知）

航海用具の基準を定める告示等の一部を改正する告示が令和7年12月24日に公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

## 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等 の一部を改正する告示について

### 1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」（以下「SOLAS 条約」という。）が国際海事機関（以下「IMO」という。）において採択されており、我が国においても、これまで SOLAS 条約の内容について国内法令に取り入れ、安全規制を実施している。

今般、IMO において、SOLAS 条約附属書の改正案が採択され、同附属書に係る改正が令和 8 年 1 月 1 日に発効することに伴い、当該改正の内容を担保するため、船舶に特定の航海用具を備え置くこと等を義務付ける船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）等の一部改正を予定しているところ、当該航海用具の要件等については告示で定めることとしているため、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成 10 年運輸省告示第 337 号）等について下記の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成 10 年運輸省告示第 337 号）の一部改正（第 1 条関係）

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書の内容を担保するため、新たに、極海域を航行する船舶のうち、総トン数 300 トン以上 500 トン未満の一定の貨物船、全長 24 メートル以上の一定の漁船等についても、船舶の高所に操船の指揮所として設置される船橋に設ける窓が、以下の要件に適合することを求める。
  - 雨水、海水等により水面の視認に影響を及ぼされない窓を船橋の前面に 2 以上設けていること。
  - 監視場所の位置を複数にする場合その他の管海官庁が必要と認める場合にあっては、窓の枚数の追加その他の管海官庁が必要と認める措置を講じているものであること。

#### （2）航海用具の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 512 号）の一部改正（第 2 条関係）

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書で、特定の船舶に新たに設置することが求められる電子傾斜計が適合すべき要件として、「船舶の横傾斜角、横揺れ周期及び横揺れ振幅の精度及び表示その他の事項が、管海官庁が適当と認めるものであること」、「あらかじめ設定された横傾斜角を超えた場合に警報を発するものであること」等を定める。
- 監視装置に係る要件について、今般の改正後の SOLAS 条約附属書で新たに求められる、「火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生することができるものであること」等を追加する。

**(3) 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 516 号）  
の一部改正（第 3 条関係）**

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書で、特定の船舶に新たに設置することが求められる固定式放水モニターについて、毎分当たりの放出水量、設置場所等に係る一定の要件に適合することを求める。

**(4) 小型船舶の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 517 号）の一部  
改正（第 4 条関係）**

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書の内容を担保するため、小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）の消火剤がペルフルオロ（オクタン—1—スルホン酸）（別名「PFOS」）又はその塩を含有するものでないことを求める。

**(5) 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 518 号）の  
一部改正（第 5 条関係）**

- 今般の改正後の SOLAS 条約附属書で、原則として設けることが禁止される車両甲板区域の外板等に係る開口の特例要件として、「サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置（閉鎖時において、鋼と同等の防火性能を有するものに限る。）により開閉することができるものであること」を定める。

**(6) その他**

- その他所要の改正を行う。

**3. 今後のスケジュール**

公 布：令和 7 年 12 月 24 日

施 行：令和 8 年 1 月 1 日

○国土交通省告示第千八十六号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一百五十五条の二十三の三第二項、第一百四十六条の二十七の二及び第一百四十六条の四十六、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条、小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第六十五条並びに船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条の二（同令第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示を次のように

令和七年十二月二十四日

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示  
(付録一の見本)(付録二の見本)

（船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正）

**第一条** 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十七号）の一部を次のよう改定する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		（船橋に設ける窓）	改 正 後
		（船橋に設ける窓）	改 正 前
		<b>第三条</b> 規程第百十五条の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるところとする。	<b>第三条</b> 規程第百十五条の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるところとする。
一	（略）	イ・ロ （略）	イ・ロ （略）
二	（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 航海用具	第二章 航海用具
第一節 第十一節 (略)	第一節 第十一節 (略)
第二節 回頭角速度計 (第二十二条)	第二節 回頭角速度計 (第二十二条)
第三節 電子傾斜計 (第二十二条の二)	第三節 電子傾斜計 (第二十二条の二)
第十三節 第二十七節 (略)	第十三節 第二十七節 (略)



		改 正 後	改 正 前
<b>第一条</b>	（小型船舶用液体消火器）		
<b>第二条</b>	（小型船舶用液体消火器）	（小型船舶用液体消火器）	（小型船舶用液体消火器）

<p>六 消火剤は、人体に有害なガスを発生しないものであり、かつ、ベルフルオロ・クターンー・ースルホン酸(別名PFS)又はその塩を含まないものであること。</p>	<p>七一十二 (略)</p>																						
<p>（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）</p>	<p>2 (略)</p>																						
<p>第五条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を、のように改正する。</p>	<p>七一十二 (略)</p>																						
<p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するのを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>2 (略)</p>																						
<table border="1" data-bbox="599 1253 923 1978"> <thead> <tr> <th data-bbox="599 1253 666 1978">改 正 後</th> <th data-bbox="666 1253 896 1978">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="666 1253 734 1978"> <p>（隔壁及び甲板）</p> </td><td data-bbox="734 1253 896 1978"> <p>（隔壁及び甲板）</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="734 1253 801 1978"> <p>第五条 規則第十条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p> </td><td data-bbox="801 1253 896 1978"> <p>第五条 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="801 1253 842 1978"> <p>一～七 (略)</p> </td><td data-bbox="842 1253 896 1978"> <p>一～七 (略)</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="842 1253 896 1978"> <p>（開口）</p> </td><td data-bbox="896 1253 923 1978"> <p>（新設）</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="896 1253 923 1978"> <p>第五条の二 規則第十条の二（規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の告示で定める要件は、サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置（閉鎖時に、おいて、鋼と同等の防火性能を有するものに限る。）により開閉することができるものであることとする。</p> </td><td data-bbox="923 1253 963 1978"> <p>第五条の二 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="963 1253 1004 1978"> <p>（多層甲板公室の保護）</p> </td><td data-bbox="1004 1253 1044 1978"> <p>（多層甲板公室の保護）</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1004 1253 1044 1978"> <p>第五条の三 (略)</p> </td><td data-bbox="1044 1253 1085 1978"> <p>第五条の三 (略)</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1044 1253 1085 1978"> <p>（階段及び昇降機の保護）</p> </td><td data-bbox="1085 1253 1125 1978"> <p>（階段及び昇降機の保護）</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1085 1253 1125 1978"> <p>第六条 (略)</p> </td><td data-bbox="1125 1253 1166 1978"> <p>第六条 (略)</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1125 1253 1166 1978"> <p>2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、第五条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。</p> </td><td data-bbox="1166 1253 1206 1978"> <p>2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、前条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	<p>（隔壁及び甲板）</p>	<p>（隔壁及び甲板）</p>	<p>第五条 規則第十条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p>	<p>第五条 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p>	<p>一～七 (略)</p>	<p>一～七 (略)</p>	<p>（開口）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第五条の二 規則第十条の二（規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の告示で定める要件は、サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置（閉鎖時に、おいて、鋼と同等の防火性能を有するものに限る。）により開閉することができるものであることとする。</p>	<p>第五条の二 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p>	<p>（多層甲板公室の保護）</p>	<p>（多層甲板公室の保護）</p>	<p>第五条の三 (略)</p>	<p>第五条の三 (略)</p>	<p>（階段及び昇降機の保護）</p>	<p>（階段及び昇降機の保護）</p>	<p>第六条 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p>	<p>2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、第五条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。</p>	<p>2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、前条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。</p>	<p>七一十二 (略)</p>
改 正 後	改 正 前																						
<p>（隔壁及び甲板）</p>	<p>（隔壁及び甲板）</p>																						
<p>第五条 規則第十条第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p>	<p>第五条 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p>																						
<p>一～七 (略)</p>	<p>一～七 (略)</p>																						
<p>（開口）</p>	<p>（新設）</p>																						
<p>第五条の二 規則第十条の二（規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の告示で定める要件は、サイド・ポート、ランプドアその他の動力開閉装置（閉鎖時に、おいて、鋼と同等の防火性能を有するものに限る。）により開閉することができるものであることとする。</p>	<p>第五条の二 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。</p>																						
<p>（多層甲板公室の保護）</p>	<p>（多層甲板公室の保護）</p>																						
<p>第五条の三 (略)</p>	<p>第五条の三 (略)</p>																						
<p>（階段及び昇降機の保護）</p>	<p>（階段及び昇降機の保護）</p>																						
<p>第六条 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p>																						
<p>2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、第五条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。</p>	<p>2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りは、前条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。</p>																						

## 附 則

## (施行期日)

この告示は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

## (航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）に現に備え付けていた監視装置（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、第二条の規定による改正後の航海用具の基準を定める告示第三十六条の規定は、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該現存船の航海の態様、船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

（小型船舶の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

現存船に現に備え付けていた小型船舶用液体消火器（自動拡散型のものを除く。）（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、第四条の規定による改正後の小型船舶の基準を定める告示第二条第一項第六号の規定は、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。